

豊前市公告10号

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザル方式により業務受託者の選定を行いますので、下記のとおり公告します。

令和 6年 4月 5日

豊前市長 後藤 元秀



1 業務名

令和6年度活躍拠点整備業務委託

2 業務内容

令和6年度活躍拠点整備業務委託仕様書のとおり

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中、又は更生手続中でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。
- (3) 豊前市財務規則（昭和41年規則第4号）第92条第2項に規定する名簿に登録されている者であること。ただし、登録がない場合は、参加申込時に登録に必要な書類を提出し、審査の結果、登録可能であると認められた者であること。
- (4) 本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 参加意向申出日から契約締結までのいずれの日においても、営業停止処分又は豊前市の指名競争入札における指名停止措置を受けていないこと。

市の指名競争入札における指名停止措置を受けていないこと。

- (7) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれにも該当しない者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体でない又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属しない者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
- (10) 当該業務の見積額が契約限度内であること。
- (11) 別紙「令和6年度活躍拠点整備業務委託仕様書」に定める内容を遂行できること。
- (12) 過去5年間に国又は地方公共団体と契約を締結し誠実に履行した実績を有すること。
 - ※ 履行した実績とは活躍拠点業務(地域活性化)に類似した業務とする。
 - ※ ただし応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。なお共同企業体の場合の要件は以下の通りとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)~(9)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者全体で(10)~(12)の要件を満たすものであること。

5 業務委託者選定方法

令和6年度活躍拠点整備業務委託事業者選定実施要領のとおりとする。

6 本プロポーザルにかかる公告期間及び公告方法

(1) 公告期間

令和6年4月5日(金)から令和6年4月15日(月)

(2) 公告方法

豊前市役所掲示板及び豊前市ホームページ

7 担当部署

担 当：豊前市産業建設部商工観光課地域資源活用係

所在地：〒828-8501 福岡県豊前市大字吉木 955 番地

電 話：0979-82-8087

F A X：0979-82-9165

E-mail：shigen@city.buzen.lg.jp